

各 位

南海電気鉄道健康保険組合

平成 28 年 1 月より「社会保障・税(個人番号)制度」が導入され、健康保険事務において、平成 29 年 1 月から個人番号の利用開始、同年 7 月には地方公共団体や他医療保険者等との「情報連携」が開始されています。

健保組合は、「個人番号通知後の事務手続きについて(厚生労働省通達)」において、健康保険法第 197 条各項に基づき被保険者及び被扶養者(以下、「加入者」という。)の個人番号の収集を求められています。

当健保組合では、事業主様を通じて加入者の個人番号を収集させていただくとともに、住基ネット(J-LIS)を通じて個人番号の収集を予定しております。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。